（業者用）

平成30年2月21日
三原市契約課

見積合わせの事務手続きの流れ

見積希望物品一覧及び各案件の仕様書等に記載された内容をよく確認のうえ，案件ごとに示す見積提出可能業者に該当し，見積合わせへの参加を希望される方は次のとおり手続きを進めてください。

仕様書の確認

三原市ホームページで仕様書等の関係書類をご確認ください。

※仕様書の掲載は，閲覧日（原則第2・第4火曜日）の9時（予定）です。
※インターネット環境がない方のみ希望により契約課窓口にて仕様書等の閲覧が可能です。

①質問書提出
②同等品申請

所定の様式により，発注担当課へ持参又はFAXで提出・申請してください。（口頭不可）
※FAXの場合は，事前に発注担当課へ電話で連絡してください。
①**質問書に対する回答書は，三原市ホームページに掲載します。**
②同等品の審査結果については，申請者へFAXで回答します。

見積書の提出

見積希望物品一覧で案件ごとに定めた見積提出期限までに，**「封筒に入れた見積書」**を財務部契約課（市役所本庁舎5階）へ**持参または郵送**により提出してくださ
※郵送による見積書の提出も同日同時刻までに必着です。

見積書の開封

予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を**「最低見積価格提示業者」**とします。
※開封の結果，同じ価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは，**後日指定する日時にくじ引きを行います。代理人がくじ引きをする場合は，委任状が必要です。**
また，**予定価格の制限の範囲内での見積書の提出がなかった場合は，原則として再度の見積合わせを行います。**

納入業者の決定

納入業者に決定の連絡を行います。

契約締結

金額に応じた事務手続きは次のとおりです。

(1) 税込金額が30万円未満の場合
契約書なし，請書省略可（※）（※担当課から指示があった場合はそれに従ってください。）
(2) 税込金額が30万円以上50万円未満の場合
契約書なし，請書あり（請書については担当課の指示に従ってください。）
(3) 税込金額が50万円以上の場合
契約書あり（契約課が契約書を作成し，納入業者へ連絡します。その後，契約締結を行います。）

※契約書は，契約金額が50万円以上の場合に作成し，50万円未満の場合は省略します。